

# 70歳から

# 高額療養

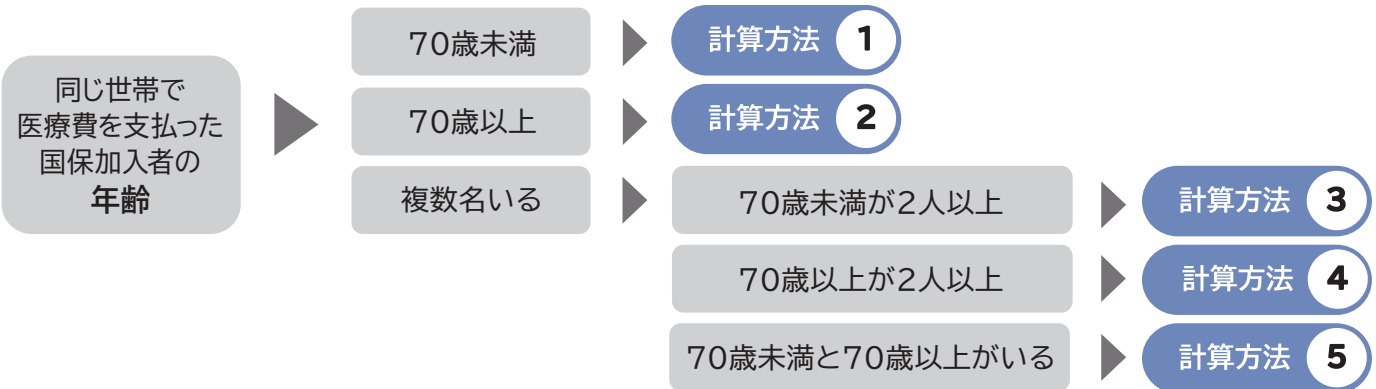
1か月に支払った医療費の一部負担金が自己負担限度額を超えたときは、申請により超えた分同一世帯内で、過去12カ月以内に3回以上の高額療養費の支給を受けた場合、4回目以降の最も高い区分が適用されるため、必ず申告をお願いします。なお、自己負担限度額等の額が

R8.6時点【70歳以上】

所得区分	課税所得	✓	外来(個人ごと)	外来+入院(世帯単位)	4回目以降
現役並み所得者	Ⅲ	690万円以上	<input type="checkbox"/>	252,600円+(医療費の総額-842,000円)×1%	140,100円
	Ⅱ	380万円以上	<input type="checkbox"/>	167,400円+(医療費の総額-558,000円)×1%	93,000円
	Ⅰ	145万円以上	<input type="checkbox"/>	80,100円+(医療費の総額-267,000円)×1%	44,400円
一般		<input type="checkbox"/>	18,000円 (年間上限 144,000円)*1	57,600円	44,400円
低所得者Ⅱ		<input type="checkbox"/>	8,000円	24,600円	
低所得者Ⅰ*2		<input type="checkbox"/>	8,000円	15,000円	

\*1 8月から翌7月までの1年間の上限度額です。該当する方には、翌々年2月頃に申請書を送付します。

\*2 住民税非課税世帯のうち所得が0円(年金収入については80万6,700円以下)である世帯の負担区分です。



**計算方法 1**

70歳未満 区分:工

  
 入院  
57,600円  
同じ病院でも入院と外来は別

  
 外来  
20,000円  
21,000円以上同士は合算可能 ○

  
 薬局  
10,000円  
処方された薬代は合算可能 ○

  
 歯科  
15,000円  
21,000円以下は合算不可 ×

【自己負担額】  
57,600+(20,000+10,000)=87,600円

【支給額】  
87,600-57,600(限度額)=30,000円

**計算方法 2**

70歳以上 区分:一般(入院なし)

  
 外来  
6,000円

  
 薬局  
800円

  
 歯科  
10,000円

  
 外来  
4,000円

70歳以上はすべて合算可能 ○

【自己負担額】  
6,000+800+10,000+4,000=20,800円

【支給額】  
20,800-18,000(外来限度額)=2,800円

**計算方法 2**

70歳以上 区分:一般(入院あり)【4回目以降】

  
 入院  
57,600円

  
 外来  
5,000円

  
 薬局  
400円

  
 歯科  
3,000円

70歳以上はすべて合算可能 ○

【自己負担額】  
57,600+5,000+400+3,000=66,000円

【支給額】  
66,000-44,400(限度額)=21,600円

国保の加入・喪失

国保で受けられる給付

高額療養費の計算2

国保税の支払い

後期高齢者医療